１２月１０日　予算特別委員会

問１　ノーベル街道について

（１）富山県ゆかりの梶田隆章さんがノーベル物理学賞を受賞されることをたたえるため、11月補正予算案に「ノーベル物理学賞受賞顕彰事業」として180万円が計上されているが、この事業の内容について、問う。

（答）

１　富山県ゆかりの梶田隆章さんのノーベル物理学賞の受賞決定は、本県にとっても極めて名誉なことであり、また、県民に大きな夢と希望を与えていただいた。

２　そこで、梶田さんの偉業を称え、その功績や研究内容を分かり易く、中・高・大学生をはじめ一般県民に知っていただくため、受賞記念パネル展及び記念講演会を開催したいと考えている。

３　パネル展については、年明けの１月以降のしかるべき時期に１ヶ月間程度、富山県民会館１階ロビーにおいて開催し、①梶田さんのプロフィールをはじめ、②これまでの業績や、③今回の受賞理由、④ニュートリノの研究内容のほか、⑤富山大学と共同研究が進められている「KAGRAプロジェクト」などを内容としたパネル展示のほか、スーパーカミオカンデに設置されている観測装置である「光電子増倍管」の実物展示や映像放映などを検討している。

４　また、記念講演会については、10月に知事から依頼しご快諾いただいたので、来年１月以降、県民の皆さんや研究者、大学生、高校生を対象とし、研究内容等についてご講演をいただき、未来を担う若者が自然科学や宇宙に関心を持つ大変良い機会としたいと考えている。

（２）11月補正予算案に「ノーベル街道魅力向上・普及促進事業」として400万円が計上されているが、この事業の内容と、梶田さんの受賞を契機にノーベル街道の魅力向上、普及促進にどのように取り組んでいくのか、問う。

歴代受賞者を顕彰する案内板の設置だけで終わるのは、いささか寂しい。

（答）

１　国道41号線沿線の富山から高山までの約90kmの区間を対象とするノーベル街道については、これまでも、①ホームページや案内パネルの設置などによる沿線地域の情報発信やＰＲ、②沿線の観光施設や史跡等を巡る「ぶり・ノーベル街道ウォークツアー」の実施などの取り組みにより、地域振興や観光振興などに活かしてきたところである。

２　ご指摘の11月補正予算案に計上させていただいている「ノーベル街道魅力向上・普及促進事業」は、このたびの梶田隆章さんの受賞を契機に、ノーベル街道の一層の普及促進を図るため、歴代受賞者を顕彰する展示板を富岩運河環水公園や富山きときと空港など県内外の多くの人たちの目に着く場所に２箇所程度設置する事業である。

３　県では、さらに、ノーベル街道案内パネルの内容を見直し、英語での説明も併記したところであるが、いずれにしても、ノーベル街道の魅力向上、普及促進には、県だけでなく、沿線自治体や関係団体などの独自の取り組みや協力が不可欠であることから、今後とも、これらの関係者と連携しながら、ノーベル街道を活かした飛越地域のさらなる振興や情報発信などに積極的に取り組んでまいりたい。

（３）ノーベル街道を活かして、年間400万人いると言われる高山の観光客を本県へ誘致するなど、飛騨地域との交流を促進すべきと考えるが、所見を問う。

（答）

１　高山の観光客を本県に誘致するなど、富山と高山を結ぶ「ノーベル街道」を活かした飛騨地域との交流の促進は重要と考える。

２　このため、県では、岐阜県と連携し、本県と飛騨地域の夏のドライブスポットや観光地を紹介する広告を旅行雑誌に掲出した。

また、海外からの個人旅行者向けに、名古屋と本県、飛騨地域等を結ぶ高速バスやエリア内の観光路線バスを対象としたフリーきっぷが発売されており、この切符を利用したツアープランを海外の旅行会社等に紹介していくこととしている。

さらに、「ノーベル街道」沿線の富山きときと空港について、飛騨市や高山市でエアポートセールスを行い、飛騨地域の空の玄関口として利用いただくようPRしている。

３　今後とも、岐阜県等と連携し、交通会社や旅行会社等に対し、バス路線の充実や旅行商品の造成を働きかけるとともに、本県と飛騨地域を巡る広域観光の魅力を国内外に発信し、飛騨地域との交流を促進してまいりたい。

（４）ノーベル街道の魅力アップには、その基盤となる道路の整備が大事と考えるが、富山高山連絡道路の整備進捗状況と今後の取り組み方針について、問う。

（答）

１　富山高山連絡道路は、富山市と岐阜県高山市を結ぶ　延長約80ｋｍの地域高規格道路であり、国道41号のバイパスともなり、渋滞解消や交通事故の削減、雨量規制による通行止めの解消などを図るものである。

２　その整備状況については、まず、岐阜県境付近の富山市猪谷から楡原間延長約7.4ｋｍが猪谷楡原道路として、国において平成９年度から事業が進められ、平成22年度に庵谷から楡原間3.0ｋｍのバイパスが完成し、現道を　活用する区間と併せ5.8ｋｍが供用している。残る猪谷　から片掛間1.6ｋｍについては、今年度、神通川に架かる(仮称)片掛橋の下部工などに着手するとともに、その上流に架かる(仮称)猪谷橋の下部工にも近々着手する予定である。また、隣接する富山市楡原から県総合運動公園付近の栗山間延長約12ｋｍが大沢野富山南道路として、昨年度、国において新規事業化され、現在、地質調査及び設計が　進められている。岐阜県側では、高山国府バイパス6.3ｋｍが去る10月５日に完成したところである。

３　富山高山連絡道路の整備は、富山・岐阜両県の産業、経済の活性化、広域観光の振興、交流人口の拡大などに　大きく寄与するものであり、ノーベル街道の魅力向上につながるものと考えている。

　このため、県としては、今後とも岐阜県や沿線市町村等とも連携し、また、県議会の皆様の力強いご支援もいただきながら、国に対し強く整備促進を働きかけてまいりたい。

問２　ジュニア世代の育成について

（１）梶田さんに続く次のノーベル賞受賞者を本県から輩出する土壌づくりのため、理科や科学に対して興味や探究心を持ち、優秀な活動を行った児童・生徒を顕彰し、その後も理科系の科目に興味を持ち続けられるよう支援していくことが重要と考えるが、所見を問う。

（答）

１　本県では、小学校から高校まで一貫して、理科や科学に対する関心を高める取組みを行っている。例えば、①小学校では、理科好きな子どもを増やすため、理科専科教員や観察実験アシスタントを配置しており、②高校では、探究科学科や自然科学コースを設けるなど自ら興味のある分野について専門的に学べる教育環境を整えている。

２　また、平成２３年度からは、小・中・高校生を対象に「とやま科学オリンピック」を実施しており、参加者も年々増加している。今般、今年の科学ＯＰに参加した中学生の選抜チームが、第３回科学の甲子園ジュニア全国大会において、総合優勝し、誠に喜ばしく思っている。

３　この科学ＯＰの成績上位者には、知事や私などから、賞状を渡し、祝福しているが、こうして一生懸命取り組んできた努力や成果を誉め讃えることが、今後の励みになることから、科学OP以外にも学習活動等の全国大会で上位入賞した子ども達の報告会を毎年実施している。前回は38個人、12団体が出席された。昨年度は科学の分野で、国際学生科学フェアや全国児童才能開発コンテスト科学部門などの上位入賞者４個人、３団体に、知事から、直接、激励や祝福を行っている。

４　県としては、今後とも、探究科学科のカリキュラムの充実やスーパーサイエンスハイスクール（ＳＳＨ）の先進的な理数系教育に取り組むなど、児童・生徒が理科系の科目に興味を持ち続けられるよう環境整備に努めてまいりたい。

（２）将来、オリンピックや国体などの大会で県出身のアスリートが活躍するためには、小中学生の時期にその才能を見極め、適性に応じた競技で活躍できるようにする仕組みづくりが大事だと考えるが、これまでのジュニア世代の選手の発掘・育成の成果と今後の取り組みについて、問う。

（答）

１　オリンピックや国体などで活躍できるアスリートを育成するためには、ジュニア期からの育成が重要であると考えている。県では、これまで10年前から実施している小学5年生対象の「未来のアスリート発掘事業」において潜在能力を秘めた児童を発掘し、スポーツの基礎・基本を養い、中学生段階では、競技スキルを高める「元気とやまスポーツ道場」等において、長期的視点で育成強化を図る一貫指導体制を整備してきた。

２　こうした取り組みにより、世界ジュニア陸上に出場した中澤優選手はじめ、これまで１１名が年代別日本代表選手として、国際大会に出場しているほか、今秋の国体のカヌー競技において、高校１年生と中学３年生のペアが、上級生を破り全国優勝を果たしている。

３　また、県では、昨年度から、これまで高校生を対象としていたスポーツ医・科学サポートを中学生まで拡大するとともに、県西部体育センターを強化拠点として追加し、トレーニング機器等を整備した。さらに、今年度から、スーパートレーナーを配置し、選手が最大限のパフォーマンスが発揮できるよう、合宿、遠征などの大会に帯同しての多面的なサポートを行っている。

４　一方、施設の整備については、国際規格やルールに対応するため、平成26年度に総合体育センタープールのスタート台を整備し、今年度はメインアリーナの移動式バスケットゴール及び得点表示板の更新を行うこととしている。また、総合運動公園については、平成26年度は屋内グラウンドの人工芝化を行ったほか、今年度は陸上競技場の記録計測システムの増設やクロスカントリーコースの舗装改修などのスポーツ環境の充実を図っているところである。

５　今後とも「元気とやまスポーツ振興会議」のご意見も踏まえ、県営スポーツ施設の整備を継続するとともに、オリンピックの合宿誘致を推進し、オリンピアンによるスポーツ教室等も開催しながら、ジュニア期から発掘・育成・強化を図る一貫指導体制の下、県体育協会、競技団体、学校、保護者と連携を深め、有望なジュニア選手がオリンピックや国体等で活躍できるよう取り組んでまいりたい。

問３　企業や大学の地方移転等の促進について

（１）企業やその本社機能等の本県への移転促進について、これまで取り組んできた成果と今後どのように取り組むのか、問う。

　今年度の税制改正で、本社機能等の地方移転をした企業に特別償却や税額控除など優遇措置を行う「地方拠点強化税制」が創設されたことも有効に活用していくべきである。

（答）

１　平成27年度の税制改正で、本県が提案し、知事会としても国に働きかけた結果、「地方拠点強化税制」が創設されたことを受け、県では「地方移転・拠点強化促進計画」を策定し、去る１０月２日には、内閣総理大臣から本計画が認定され、県では同日付けで、３社４計画の県知事認定を行ったところである。

２　これにあわせ、本県独自の支援措置を強化するため、去る９月議会において、本社機能移転に係る企業立地助成金について、要件の緩和及び助成内容の拡充を図るとともに、助成枠を増額したほか、事業税や不動産取得税等の不均一課税について規定する県税の特別措置に関する条例の改正をお認めいただいた。

３　さらには、地方拠点強化税制で拡充された「雇用促進税制」は、「所得拡大促進税制」との併用ができず、企業にとって使い勝手が良くない面があったため、両方の税制を併せて活用できるようにすべきと提案し、国に対して積極的に働きかけてきたところ、平成28年度与党税制改正大綱において、概ね提案どおりの内容が盛り込まれる見込みであると承知している。

４　今後とも、本県の優れた立地環境や新幹線開業等をアピールし、助成制度や税制の支援措置等も十分に活用しながら、地方創生のトップランナーとなるよう、本社機能の移転や研究開発拠点の強化に積極的に取り組んでまいりたい。

（２）県内に多くの若者を呼び込むためには、県内に魅力ある大学や学部、学科が多く存在する必要があると考えるが、所見を問う。

特に女子学生が多く集まる学部、学科の設置や誘致が有効なものと考える。

（答）

１　県が今年度県内及び県外に進学した大学生を対象に行った意識調査によると、県外進学者が「富山県の大学に進学するための条件」として選んだのは、「興味のある学部、学科があること」が41.1％と最も多く、学生にとって魅力のある学部・学科が多く存在することが、県内外から多くの若者を呼び込むことにつながると考えられる。

２　こうしたことから、県内の大学等では、学科拡充や機能強化を図るなど、魅力向上に努めているところである。

　まず、県立大学においては、全国にも例のない医薬品工学科の新設をはじめとする教育研究分野の拡充を行い、平成29年4月には、入学定員を100名、４学年で400名増員することとしており、県では、校舎の増築や新たな機能を取り入れた魅力あるキャンパス整備を進めることとしている。

　また、富山大学では、理工系新学部の設置や薬学部への地域枠の確保などについて検討を進めているところである。

３　女子学生が多く集まる学部の設置等については、県立大学に看護学部を設置し、現在、総合衛生学院が入学定員100名、３学年で300名のところ、入学定員120名とすることで、4学年で480名となり180名増員することとしているほか、県立大学の中期目標に項目を設け、女子生徒に工学の魅力や面白さをわかりやすく伝えることに配慮した募集活動により、女子学生の確保に努めているところであり、今後ともしっかりと取り組んでまいりたい。

４　なお、女子学生が多く集まる学部、学科等の誘致については、生徒数減少の動向や県内大学の状況等も見極める必要があり、今後とも誘致も含めまして関係機関から情報収集しながら研究してまいりたい。

（３）東京圏には企業や政府機関だけでなく大学も集中しているが、大学の地方移転等を促進するための制度の創設について、国に働きかけてはどうか、所見を問う。

東京圏の大学が本県に移転することや、新たな学部を本県に設置することにより、多くの若者を本県に呼び込むことができると考える。

（答）

１　東京圏の大学の地方移転等は、県内の若者の地元定着はもとより、県外の若者を呼び込み、人口増や県内企業の雇用などにつなげるために有効であるが、まずは運営費交付金などを所管している文部科学省など国において地方創生の観点からの取組みを行っていただくことが重要であると考えている。

２　このため、県としても、国に対し、東京一極集中是正の観点から、政府機関の地方移転と併せて、大学の地方での新増設や地方移転に対する財政支援により大学の地方立地を促進するよう今年度から要望した。

また、全国知事会と連携して、地方移転する大学への運営費交付金や私立大学の経常費補助金について特別に加算措置するなど大学の地方移転に対する支援制度の創設について、国に対し働きかけているところである。正直、実現のハードルは高いと思うが、今後も粘り強く訴えていきたい。

３　併せて、私自身、これまでも、全国知事会の活動としても、石破大臣や高市大臣、麻生大臣、当時の下村大臣などにお願いし､地方大学や地方の研究開発機関が継続的・安定的に教育や研究活動を実施し、大学改革や研究開発機能強化を推進するなど運営基盤を充実するための国の地方大学に活用できる包括的な交付金制度の創設など財政支援について提案・要望してきた。

４　今後も、県議会や学生・県民の皆さんのご意見、産業界等のニーズを踏まえ、全国知事会と連携し、国会議員や県議会議員のお力添えもいただきながら大学の地方移転等の促進に取組んでまいりたい。

問４　県土整備をめぐる問題について

（１）公共工事予算が減少する中、建設業は厳しい経営状況に置かれているが、県は建設業界の現状について、どのように認識しているのか、問う。

（答）

１　県の公共事業予算について、土木部の新幹線負担金を除いた当初予算でみると、平成９年度の約１，１８５億円をピークとして減少傾向にあったが、平成２３年度を底として近年はほぼ横ばい傾向となり、平成２７年度は約５０８億円となっている。

２　県内の建設企業については、公共投資の減少や競争の激化等により厳しい経営状況となっており、平成１０年頃のピークと比較すると、建設業許可業者は約２割減少し、従事者についても約４割減少している。また、高齢化も進んでおり、経営基盤の強化や若手入職者の確保と育成などが課題であると認識している。

３　こうしたことから、県では、経営の多角化等による経営基盤強化を支援するため、平成１８年度から「建設業新分野進出等支援事業」を実施しているところであり、今年度は新たに「若者が輝く建設業支援事業」を創設し、建設企業の職場環境の改善や、現場の施工管理に必要な資格取得等の支援を実施している。

４　建設業は、地域活性化のための社会資本整備の担い手であることはもとより、災害対応や道路除雪、さらには、道路等の公共施設が健全に機能するための日頃の維持管理など、地域の安全・安心を守るため重要な産業である。

県としては、地域に貢献し技術力と経営力に優れた建設企業が、将来にわたり健全に経営を続けられるよう、今後も、建設企業の実情をよく把握し、必要な支援の実施や、公共事業関係予算の確保に努めてまいりたい。

（２）地域経済を活性化させ、建設業が地域や住民の安全・安心を守るという社会的使命を果たしていくためにも、経済波及効果の大きい公共工事予算を安定的に確保することが必要と考えるが、所見を問う。

東日本建設業保証株式会社によると、富山県の工事の受注状況は前年度比33.1％減と全都道府県で最も落ち込みが大きく、来年度もこのような状況であれば、地域に貢献する建設業の衰退が懸念される。

（答）

１　今年度の県の公共事業関係予算については、国の経済対策に伴う公共事業の補正予算が平成２４年度の大型補正から年々大幅に減少していることを受け、前年度からの繰越予算分が大幅に減少したことに加え、北陸新幹線駅へのアクセス道路整備等が一段落したことなどに伴い、９月補正を含む当年度予算も減少しているところであり、経済対策が行われる以前の平成２４年度と同水準となっている。

　一方、県の調査では、本年4月から9月までの上半期における県内の新設住宅着工戸数は昨年の2,917件から3,233件に伸びており、国土交通省の｢建設工事受注動態統計調査｣によれば、本年上半期における公共工事と民間工事を合わせた県内企業の元請受注高は約2,440億円であり、昨年の約2,280億円を約160億円上回る状況となっている。

２　今後の県内の公共事業については、新幹線の開業を契機とした地方創生や災害に強い強靭な県土づくりのための社会資本整備などを進めることが重要であると考えている。

具体的には、東海北陸自動車道の全線４車線化、富山高山　　連絡道路、国道８号の豊田新屋立体・入善黒部バイパス、県道高岡環状線など骨格となる道路等の整備、庄川や黒部川等の河川改修、利賀ダムの建設、立山砂防、伏木富山港のさらなる機能強化、また、治山対策や庄川左岸地区の農地防災対策等、必要な事業はまだまだ多くある。さらに、強靭な県土づくりのための橋梁や海岸堤防の耐震化などの地震・津波対策や社会インフラの老朽化対策にも積極的に取り組む必要がある。

３　現在、国の｢国土形成計画｣や｢第４次社会資本整備重点計画｣に基づき、関係各県や国等と共同で策定している　｢北陸ブロック社会資本整備重点計画｣に、本県の事業をしっかりと盛り込み、必要な社会資本整備を着実に進めてまいりたい。

４　建設業は、地域の安全・安心を担う重要な存在であることから、今後も､健全で活力ある産業として発展できるよう、必要な社会資本整備のため、今年度の補正予算及び来年度の当初予算について、市町村、各同盟会とも連携し、地元国会議員の皆様や県議会のお力添えもいただきつつ、私も先頭に立って、職員とともに国の予算の更なる充実を働きかけるなど努力してまいりたい。

（３）災害に強い県土づくりに向けた河川整備の基本的な考え方と県管理河川における現在までの整備状況、今後の整備の進め方について、問う。

今年９月の豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊するなど各地で甚大な被害となった。

（答）

１　本県には、急峻な山々を源とする急流河川が多数あり、これまで幾度となく集中豪雨等により、河川の氾濫等の　大きな被害を受けてきた。また、近年ではゲリラ豪雨に　　より市街地の河川等において浸水被害が発生している。　こうしたことから県では、｢災害に強い日本一の安全・安心県戦略｣を総合計画の重点戦略に掲げ、河川改修やダムの　整備による治水対策などを進めているところである。

２　この結果、平成26年度末における県管理河川の整備率は約56％となっており、全国平均をかなり上回っているものの、整備が必要な区間がまだ多く残っている。

このため、整備効果を高めるため、緊急度や重要度を　考慮し、白岩川など、過去に大きな浸水被害が発生した河川や、魚津市の鴨川や婦中町の坪野川など、近年局地的な集中豪雨等により住宅等への被害があった河川において、計画的かつ重点的に河川改修を進めている。

また、河川改修の事業箇所以外においても、護岸の嵩上げや河川内の堆積土砂の浚渫等の災害未然防止対策、下水道や農業排水路等との施設管理者とも連携したハードとソフトを組み合わせた総合的な浸水対策に取り組んでいるところである。

３　河川の改修には多額の費用と長い年月を要することから、さらなる予算の重点化や効率的な事業実施に努め、早期の効果発現を図るとともに、適切な維持管理を徹底し、災害に強い県土づくりにしっかりと取り組んでまいりたい。

問５　ふるさと納税について

（１）ふるさと納税については、国の税額控除限度額の引上げや本県の返礼品の拡充などにより、申込件数が増加しているものと思われるが現状はどうか、今後の取り組み方針と併せて問う。

(答)

１　本県では､ご指摘の国による制度の拡充を踏まえ､北陸新幹線の開業により首都圏等との交流が一層活発になることから、交流人口の拡大、地域振興に資することも見据え、昨年10月から特産品のほか､特に本県にお越しいただける観光関係など返礼品を充実し、さらに12月からはクレジット決済を導入して利便性を向上させるなど取組みを進めているところである。

２　これにより、本県における昨年度のふるさと納税の申込実績は、件数で２５６件(前年度比９.９倍)、金額で１，４１６万円(前年度比７.４倍)と大幅に増加した。

　また、本年度は11月末時点で、件数で３０５件(前年度同期比２.６倍)と既に昨年度１年間の件数を超え、金額では１，００６万円(前年度同期比１.６倍)と昨年度に続き１千万円を超えたところである。

３　ふるさと納税は、その運用にあたり、制度本来の趣旨から逸脱しているのではないかとの指摘もあり、本県においては、今後とも「ふるさとや地域に貢献したい。」という寄附いただく方の思いを活かすという制度本来の趣旨に沿って、適切な範囲で制度を運用するとともに、「地方創生」の観点からもその活用やＰＲに努めてまいりたい。

（２）報道によれば、政府は地方創生に向けて「企業版ふるさと納税」の創設を検討しているとのことだが、この制度についてどのように考えているか、本県として期待するところと併せて問う。

(答)

１　いわゆる「企業版ふるさと納税」は、地方団体が行う地方創生に資する事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人税や法人住民税等の税額控除の措置を新たに講じるものであり、地方創生に取り組む地方を応援する制度として、平成28年度与党税制改正大綱に盛り込まれる見込みであると承知している。

２　「企業版ふるさと納税」については、国・地方団体だけではなく、企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待している。

３　一方で、過度な寄附獲得競争や寄附企業に対する便宜供与などモラルハザードが生じないよう留意すべきとの観点から、税制上の負担軽減措置を約６割にとどめ、企業の負担を約４割残すこと、企業への便宜供与は禁止とされたほか、「地方団体が寄附の対象となる具体の地方創生事業を盛り込んだ計画を策定し、これを政府が認定する」とされるなど、対象事業も特定される見込みである。

４　今後、具体的な手続きなど詳細な制度の検討が進むこととなるが、本県としては、地方団体の意見を十分踏まえて、制度本来の趣旨である地方創生に資する制度となるよう全国知事会などを通じて働きかけるとともに、本県における制度の有効活用について検討を進めてまいりたい。